

江東区小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設整備事業補助要綱

平成21年5月29日

21江保福第2596号

(目的)

第1条 この要綱は、小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の整備に対し、その経費の一部を補助することにより、介護が必要となった高齢者及びその家族の住み慣れた地域での不安のない暮らしの継続に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模多機能型居宅介護施設 介護保険法（平成9年法律第123号）
第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を実施する施設をいう。
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護施設 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第64条第1号ハに規定する看護小規模多機能型居宅介護を実施する施設をいう。
- (3) 事業者 小規模多機能型居宅介護施設又は看護小規模多機能型居宅介護施設の運営（以下単に「運営」という。）を行う次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
 - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。）
 - オ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組

合及び農業協同組合連合会

カ 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に規定する消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

キ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社

ク 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第4号に規定する企業組合

ケ アからクまでに掲げるもののほか、法人格を有するもの

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、次に掲げる者とする。

（1）事業者

（2）小規模多機能型居宅介護施設又は看護小規模多機能型居宅介護施設の建物を整備する土地所有者（土地借受者を含む。以下同じ。）

（3）小規模多機能型居宅介護施設又は看護小規模多機能型居宅介護施設の建物を整備する建物所有者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、別表第1に掲げる整備のうち、次の各号のいずれかに該当する小規模多機能型居宅介護施設整備事業又は看護小規模多機能型居宅介護施設整備事業（以下「補助事業」という。）とする。

（1）事業者創設型 事業者が建物を新築し、又は既存建物を買い取り、改修して行う整備

（2）事業者改修型 事業者が既存建物を改修して行う整備

（3）オーナー創設型 土地所有者が事業者に賃貸する目的で建物を新築し、又は既存建物を買い取り、改修して行う整備

（4）オーナー改修型 建物所有者が事業者に賃貸する目的で既存建物を改修して行う整備

（運営の要件）

第5条 事業者は、運営に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（1）老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法及び江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(平成25年3月江東区条例第26号)に適合すること。

- (2) 要介護高齢者の処遇経験のある社会福祉法人、医療法人等の連携及び支援が得られること。
- (3) 運営開始から継続して運営を行うため、原則として建物の所有権又は賃借権を有すること。
- (4) 要介護高齢者の処遇並びに小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の運営について、理解及び熱意を持っていること。
- (5) 介護保険法に定める指定地域密着型サービス事業者に指定されている者又は指定される見込みがある者であること。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 基本単価 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
 - ア 別表第2に定める基本単価基準額（別表第4に定める施設を合算する場合は、当該基本単価基準額に1.05を乗じて得た額）
 - イ 別表第2に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を差し引いた額
- (2) 加算単価 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額
 - ア 別表第3に定める宿泊定員基準額
 - イ 別表第3に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他収入額及び前号の基本単価を差し引いた額

2 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業費補助協議書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて区長に提出し、事業計画について区長と協議しなければならない。

2 区長は、前項の規定による協議があった場合は、当該協議に係る提出書類

を審査し、適當と認めるときは（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業確認通知書（別記第2号様式）により、不適當と認めるときは（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業不適通知書（別記第3号様式）により、当該協議をした者に通知する。

（交付申請）

第9条 前条の規定により区長が適當と認める者（以下「申請者」という。）は、（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業補助金交付申請書（別記第4号様式）に必要な書類を添えて、区長に申請するものとする。

（交付決定）

第10条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、不適當と認めるときは（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業補助金交付申請却下通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知する。

（補助条件）

第11条 区長は、前条の交付決定に際し、第2条第2号ウからカまでに規定する者には別記1の補助条件を、同号キ及びクに規定する者には別記2の補助条件を、第3条第2号に規定する者には別記3の補助条件を、同条第3号に規定する者には別記4の補助条件を付するものとする。

（取下げ）

第12条 第10条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業補助金交付申請取下書（別記第7号様式）を区長に提出するものとする。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第13条 区長は、第10条の規定により補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと認める場合に限るものとする。

(変更等の申請及び承認)

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業補助金交付決定変更等承認申請書（別記第8号様式。以下「変更申請書」という。）により区長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、第1号又は第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業補助金交付決定変更等承認通知書（別記第9号様式）により、補助事業者に通知する。

3 区長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付することができる。

(状況報告)

第15条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業の進捗状況について、補助事業者に報告させることができる。

(事故報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行命令)

第17条 区長は、第15条若しくは次条の規定による報告又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行すべきことを期日を定めて補助事業者に命ずることができる。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、補助事業者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第18条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから1か月以内に、（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業実績報告書（別記第10号様式）に必要な書類を添えて、区長に報告するものとする。

(額の確定)

第19条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、（小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護）施設整備事業補助金交付額確定通知書（別記第11号様式）により、補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第20条 区長は、前条の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第18条の規定は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第21条 第19条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、
(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護) 補助金交付請求書(別記第12号様式)に必要な書類を添えて、区長に補助金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を支払う。

(交付決定の取消し)

第22条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) 地域密着型サービス事業所としての区の指定が受けられない、指定を受けた後において指定を取り消される等により事業の運営ができなくなったとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護) 施設整備事業補助金交付決定取消通知書(別記第13号様式)により、補助事業者に通知する。

3 前2項の規定は、当該補助事業に係る補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第23条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則(平成20年3月江東区規則第24号)の定めるところによる。

(他の補助金等の一時停止等)

第24条 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(財産処分の制限)

第25条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等について、この要綱に基づく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、区長の承認を得なければならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

3 区長は、補助事業者が区長の承認を得て第1項の規定による財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金調書の作成等)

第26条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを当該補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を得た場合にあっては、その承認を得た日。以下同じ。）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告)

第27条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によ

り当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。）が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第14号様式）に確定申告書の写し等確定した仕入控除税額の積算内訳が分かる資料を添えて区長に報告するものとする。ただし、第7条に規定する補助金の額が別表第2及び別表第3に定める補助対象経費の実支出額の合計額を下回っている場合を除く。

2 区長は、前項の規定による報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を返還させることができる。

（防火設備の設置）

第28条 補助事業者は、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を小規模多機能型居宅介護施設又は看護小規模多機能型居宅介護施設に設置しなければならない。

（第三者委託の禁止）

第29条 補助事業者は、補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

（民間補助金との重複禁止）

第30条 この要綱に基づく補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

（事業実施のための契約手続）

第31条 補助事業者は、補助事業を実施するために必要な調達を行う場合は、区の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。

（根抵当権設定の禁止）

第32条 補助事業者は、補助を受けようとする小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の土地及び建物について、根抵当権を

設定してはならない。

(契約の相手方等からの資金提供の禁止)

第33条 補助事業者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。

(委任)

第34条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別記1（第11条関係）

特定非営利活動法人等に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定、指導基準等に基づき適切な構成の運営組織による事業運営を行うこと。

2 経理の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に対応して策定されている会計基準（公益社団法人及

び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定により認定を受けた一般社団法人及び一般財団法人（以下「公益法人」という。）の場合の「公益法人会計基準」等）に基づき適正に会計処理を行うこと、又は外部監査を受けること若しくは青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存を行うこと。

3 事業の公益性等に係る条件

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）第2条に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）については、NPO法に基づく特定非営利活動に係る事業費の総事業費のうちに占める割合が80パーセント以上であること。

公益法人については、主務官庁に認可された定款若しくは寄附行為に定められた事業であって収益事業でないものに係る事業費の総事業費のうちに占める割合が50パーセント以上であること。

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）により設立された農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）により設立された消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下これらを「組合」という。）については、小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の運営に関する部分について区経理を行い、その部分については出資者に対して配当を行わないこと。

- (2) 法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対して特別の利益を与えないこと。
- (3) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

4 その他の条件

- (1) 江東区が行う認知症介護相談や家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。
- (2) サービス費の支給に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の7及び第115条の17の規定に基づき、報告若しくは書類提出又は必要に応じた事業所への立入り若しくは検査を江東区が求める場合に協力すること。
- (3) 施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守すること。

- (4) 補助の申請を行う法人の定款、寄附行為、役員履歴、収支予算書等の法人運営関係書類を江東区が求める場合に提出すること。
- (5) 原則として1年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を江東区が求める場合に提出すること。
- (6) 保険給付に関し、介護保険法第23条に基づき必要と認める文書を江東区が求める場合に提出すること。
- (7) 補助を受けた法人の予算及び事業運営に関して江東区からの指導及び助言に協力すること。

別記2（第11条関係）

民間企業に対する補助条件

1 運営組織の適切性に係る条件

それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適切な構成の運営組織による事業運営を行うこと。

2 経理の適切性に係る条件

- (1) それぞれの法人類型に応じた法律の規定等に基づき、適正に会計処理を行うこと。

- (2) 小規模多機能型居宅介護事業又は看護小規模多機能型居宅介護事業に係る経理区分を設け、他の事業との区分を明確にすること。

3 事業の公益性等に係る条件

宗教活動、政治活動及び選挙活動を行わないこと。

4 その他の条件

- (1) 江東区が行う認知症介護相談、家族介護教室等の事業に積極的に協力すること。

- (2) サービス費の支給に関し、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の7及び第115条の17の規定に基づき、報告若しくは書類提出又

は必要に応じた事業所へ立入り若しくは検査を江東区が求める場合に協力すること。

- (3) 施設の運営等に関し、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第84条及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第60条に定める調査への協力等に係る義務を遵守すること。
- (4) 補助の申請を行う法人の定款、寄附行為、役員履歴、収支予算書等の法人運営関係書類を江東区が求める場合に提出すること。
- (5) 原則として1年を超える事業実績を記した書面（事業報告書、収支決算書等）を江東区が求める場合に提出すること。
- (6) 保険給付に関し、介護保険法第23条に基づき必要と認める文書を江東区が求める場合に提出すること。
- (7) 補助を受けた法人の予算及び事業運営に関して江東区からの指導及び助言に協力すること。

別記3（第11条関係）

土地所有者に対する補助条件

1 事業者との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する事業者が確定しており、事業者と土地所有者又は建物所有者が十分協議の上、建物の設計内容及び事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 事業者に係る条件

- (1) 事業者が、第2条第2号ウからカまでに該当する場合には、別記1の補助条件を満たすこと。
- (2) 事業者が、第2条第2号キ又はクに該当する場合には、別記2の補助条件を満たすこと。

別記4（第11条関係）

建物所有者に対する補助条件

1 小規模多機能型居宅介護施設又は看護小規模多機能型居宅介護施設運営事業者（以下「事業者」という。）との事前協議

施設整備後に建物を賃貸借する事業者が確定しており、事業者と建物所有者が十分協議の上、建物の改修内容及び事業開始後の諸条件（賃料等）について合意していること。

2 事業者に係る条件

- (1) 事業者が、第2条第2号ウからカまでに該当する場合には、別記1の補助条件を満たすこと。
- (2) 事業者が、第2条第2号キ又はクに該当する場合には、別記2の補助条件を満たすこと。

別表第1（第4条関係）

整備区分	整備内容
創設（開設）	新たに施設等を整備すること（空き家等の既存建物又は地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。）。
増築（床）	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。
改築（再開設）	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること（一部改築を含む。）。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存の施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存の施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること（一部増改築を含む。）。

※1及び※2について同上。

別表第2（第6条、第7条、第27条関係）

基本単価基準額	補助対象経費
39,600,000円	小規模多機能型居宅介護施設及び看護小規模多機能型居宅介護施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（東京都地域医療介護総合確保基金事業（介護分）実施要綱（平成27年10月27日付27福保高計第336号）の6に定める費用は除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等を含む。）

別表第3（第6条、第7条、第27条関係）

区分	宿泊定員基準額	補助対象経費
創設・増築	1人 1,480,000円 2人 9,230,000円 3人 16,970,000円 4人 24,720,000円 5人 32,470,000円 6人 40,210,000円 7人 47,960,000円 8人 55,710,000円	次に掲げる施設の整備に必要な工事費、工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限

	9人 63,460,000円	度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適當と認められる購入費等を含む。また、既存建物の買取りの場合はその買取り経費。 (1) 建物の新築 (2) 既存建物の買取り及び改修 (3) 所有する建物の改修
改築・ 増改築	1人 1,780,000円 2人 11,080,000円 3人 20,360,000円 4人 29,660,000円 5人 38,960,000円 6人 48,260,000円 7人 57,560,000円 8人 66,850,000円 9人 76,150,000円	既存施設の改築若しくは増改築に係る施設整備に必要な工事費又は工事請負費並びに工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費（対象経費）の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適當と認められる購入費等を含む。

備考

1 本事業は、原則として単年度事業とする。2か年以上の継続事業の場合は、上記基準額は事業計画全体を通じての限度額とし、出来高に応じて、年度ごとに支払うものとし、事業初年度の出来高が第10条の規定により交付決定した出来高に達しなかった場合は、当該出来高に達した時点でその差額を支払うことができるものとする。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2か年以上の継続事業の場合は、着工年度の本要綱に定める算定方法

を適用する。

- 2 オーナー創設型及びオーナー改修型については、土地所有者及び建物所有者に直接補助する場合のほか、事業者を経由して土地所有者及び建物所有者に補助する場合も可とするが、その場合の補助金の額は、第7条で算出した額と事業者が建物所有者に対して支出した額とを比較していずれか低い額とする。
- 3 施設整備費において、次に掲げる費用については補助対象としない。
 - (1) 土地の買収又は整地に要する費用
 - (2) 門、囲障及び構内の雨水排水設備並びに構内通路等の外構整備に要する費用
 - (3) 設備整備に要する費用
 - (4) 職員の宿舎に要する費用
 - (5) その他施設整備費として適當と認められない費用
- 4 既存建物の買取り及び改修については、既存建物の耐用年数から見た残存価値等を考慮し、建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。

別表第4（第7条関係）

対象施設
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
小規模介護老人保健施設
小規模介護医療院
小規模養護老人ホーム
小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）
認知症高齢者グループホーム
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所
認知症対応型デイサービスセンター
介護予防拠点
地域包括支援センター

生活支援ハウス

緊急ショートステイ

施設内保育施設

都市型軽費老人ホーム